

議案第50号

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例

白岡市印鑑条例（平成2年白岡町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項の移動端末設備用署名用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、同項第2号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「その他」を「を入力し、又はこれに代わる認証を行い、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月1日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。